

(仮称) 第 2 次青森県消防広域化推進計画  
(素案)

平成 3 0 年 1 2 月

青森県危機管理局

## 目 次

<b>第 1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</b> .....	1
1 市町村の消防の広域化の必要性.....	1
2 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方.....	1
(1) 消防組織法における考え方.....	1
(2) 国の基本方針.....	2
(3) 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた県の基本的な考え方....	2
(4) 計画に定める事項.....	3
3 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進する期間.....	3
<b>第 2 市町村の消防の現況及び将来の見通し</b> .....	4
1 県内の消防の広域化の変遷.....	4
(1) 平成 1 8 年度までの消防の広域化の取組.....	4
(2) 平成 1 9 年度以降の消防の広域化の取組.....	4
2 市町村の消防の現況.....	6
(1) 消防体制の概況.....	6
(2) 管轄人口及び管轄面積の現状.....	6
(3) 消防吏員等の現状.....	7
(4) 消防力の現状.....	7
3 消防需要の動向.....	8
(1) 火災発生状況.....	8
(2) 予防業務実施状況及び防火対象物の推移.....	9
(3) 危険物業務.....	10
(4) 救急業務.....	10
(5) 救助業務.....	11
4 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し.....	12
(1) 災害や事故の多様化及び大規模化.....	12
(2) 人口減少等による影響.....	12
<b>第 3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</b> .....	13
1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方.....	13
(1) 広域化基本指針における基準.....	13
(2) 検討における留意事項.....	13

(3) 市町村の消防の広域化に向けた道筋.....	13
2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ.....	14
(1) 県内の消防のあるべき姿の展望.....	14
(2) 広域化対象市町村の組合せ.....	15
(3) 推進期間内の消防の広域化の取組.....	20
(4) 概ね10年後までの消防の広域化の取組.....	20
3 消防の連携・協力の対象となる市町村の組合せ.....	20
(1) 高機能消防指令センターの共同運用.....	20
(2) 市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力.....	20
4 推進計画の変更.....	21
<b>第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策.....</b>	<b>22</b>
1 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置.....	22
(1) 広域化を推進するための体制.....	22
(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等.....	22
(3) 各市町村に対する情報提供、相談対応及び協議への参画等.....	22
(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等.....	22
(5) 消防の広域化及び連携・協力に関する調査研究.....	23
2 広域化後の消防の円滑な運営の確保.....	23
(1) 広域化後の消防の体制の整備.....	23
(2) 構成市町村等間の関係.....	23
(3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策.....	23
3 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保.....	24
(1) 消防団との連携の確保.....	24
(2) 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保.....	25
<b>参考資料.....</b>	<b>26</b>
・消防本部及び消防署所の設置状況	
・県内の消防体制の概況	
・消防吏員の平均年齢等の状況	
・県内の消防本部の現状	
・消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況	
・消防力・消防活動等の推移	
・青森県消防広域化推進計画検討会会議（開催状況、委員名簿等を後日作成）	
・消防組織法（抄）	

## 第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、最も基礎的な行政サービスの一つとして、今後とも県民の生命・身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

我が国の人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査では、1億2,709万5千人となりました。

また、2025年には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。

既に人口減少社会が到来している本県では、消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がさらに進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなると見込まれることから、消防力の維持・確保に困難が伴う可能性が高いと考えられます。

加えて、東日本大震災等での教訓や自然災害の多発、市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況も踏まえ、大規模な災害時にも機能する消防体制の整備・強化を図ることが、これまで以上に必要となっています。

将来にわたって県民の安全・安心を守っていくための消防力を維持・確保していくためには、消防の広域化により行財政上の様々なスケールメリットを実現することが有効と考えられます。

具体的には、消防の広域化によって、「住民サービスの向上」、「人員配置の効率化と充実」及び「消防体制の基盤の強化」等が期待されており、自主的な市町村の消防の広域化を推進することにより、持続可能な消防体制をめざすものです。

### 2 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方

#### (1) 消防組織法における考え方

平成18年6月に改正された消防組織法(昭和22年法律第226号)では、新たに市町村の消防の広域化に関する規定が加えられ、市町村の消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行われなければならないと規定されており、広域化によって消防本部の消防力が低下することがあってはならないとされています。

また、都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、推進する必要があると認める消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ等を定めた、当該都道府県内における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下「推進計画」とい

う。)を定めるものとされたところです。

なお、消防の広域化については、消防本部及び消防署が実施する消防事務、いわゆる常備消防に限定されており、消防団は、通常他の職業を持ち、災害時において地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、広域化の対象とはなっていません。

## (2) 国の基本方針

消防組織法の規定に基づき、平成18年7月に消防庁長官から「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「広域化基本指針」という。)が示され、自主的な市町村の消防の広域化を推進する期限は平成24年度末までとされました。

その後、広域化基本指針は平成25年4月に一部改正され、市町村の広域化を推進する期限が当初の平成24年度末から5年程度後の平成30年4月1日までに延長されました。

さらに、広域化基本指針は平成30年4月に一部改正され、改正後の広域化基本指針では、市町村の広域化を推進する期限が平成36年4月1日までに延長されたほか、推進計画に定める市町村の組合せ等については、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、概ね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとされ、その際、必要に応じて、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せを定めるものとされています。

また、平成29年4月には、消防の広域化にはなお時間を要する地域において消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」(以下「連携・協力基本指針」という。)が示されたところです。

連携・協力基本指針では、都道府県においても、高機能消防指令センターの共同運用などの市町村の消防の連携・協力について、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村(以下「連携・協力対象市町村」という。)を定めるものとされています。

## (3) 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた県の基本的な考え方

本県では、平成20年3月に本県の推進計画として「青森県消防広域化推進計画」を策定し、同計画に基づき、市町村の消防の広域化の推進に取り組んできました。

これまで、関係市町村の協議により消防の広域化が進んだ地域がある一方で、組織体制、職員の処遇及び経費負担等の様々な課題があり、広域化を達成できなかった地域もあります。

市町村の消防の広域化は、関係市町村・消防本部の共通認識の下、調整が必要な課題を解決しながら取組を進める必要があり、短期間でなし得るものではありません。

このため、本計画においては、本県の「将来の消防のあるべき姿」を展望した上で、概ね10年後までの消防の広域化を目標に、現実的な対応として、消防の広域化の実現に向けた道筋を示すとともに、具体的な消防の連携・協力の方策を定め、市町村の消防の広域化を積極的に推進していくこととします。

#### (4) 計画に定める事項

本計画では、市町村の消防の広域化及び連携・協力の着実な推進が図られるよう、消防組織法第33条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めることとします。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な消防の広域化及び連携・協力の対象となる市町村の組合せ
- ④ 自主的な市町村の広域化等を推進するための方策
  - ・自主的な市町村の消防の広域化等を推進するために必要な措置
  - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項
  - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 3 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進する期間

広域化基本指針及び連携・協力基本指針では、推進期間を平成36年4月1日までとしていることから、本計画の計画期間を平成36年4月1日までとし、消防の広域化及び連携・協力を推進します。

## 第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

### 1 県内の消防の広域化の変遷

#### (1) 平成18年度までの消防の広域化の取組

市町村消防を原則とする消防制度は、昭和23年の消防組織法施行以来、施設や装備、組織などあらゆる面において充実し、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきました。

本県では、昭和38年4月の消防組織法の一部改正により、消防の常備化、すなわち消防本部及び消防署を設置すべき市町村が指定されることになり、昭和39年に8市が指定されたのを始めに、その後の政令の改正等により順次指定され、昭和49年の六ヶ所村を最後に全市町村が指定されました。そして、六ヶ所村の業務開始日となった昭和49年6月1日をもって、県内全域において消防の常備化が達成されました。

一方、市町村は区域内の消防の任務を果たすべき責任を持っていますが、昭和40年代以降、道路、交通、通信網の発達とモータリゼーションの普及により、住民の生活圏は市町村の区域を越えて著しく拡大しました。

このため、市町村が消防事務を単独で実施するよりも、広域的に処理する方が合理的な場合が多くなり、本県においては、昭和42年以降消防事務の共同処理の方法として一部事務組合方式を採用して、順次消防事務組合を設立していき、昭和40年代において13の組合消防が誕生しました。

このようにして、本県の消防は、県内全市町村での常備消防の確立とともに、13の組合消防と3つの単独消防による16消防本部体制となりました。

また、平成に入ると、国と都道府県の広域行政の推進と相まって全国的に消防の広域化が進展し、本県においては、平成10年9月に、消防本部の管轄人口10万人以上、消防職員100人以上の規模をめざした「青森県消防広域化基本計画」を策定し、当時、様々な課題を抱えていた小規模消防本部の再編を軸に広域化の検討がなされました。

その後、平成17年から18年にかけて、市町村合併に伴い、4地域において消防本部の広域再編が行われ、14消防本部体制となりました。

#### (2) 平成19年度以降の消防の広域化の取組

平成18年の消防組織法の一部改正以降、本県では「青森県消防広域化推進計画検討委員会」における協議・検討を経て、平成20年3月に、当時の14消防本部を六つの広域市町村圏と同一のエリアとすることを柱とする「青森県消防広域化推進計画」を定め、計画策定後5年度以内の平成24年度までを目途に消防の広域化の実現をめざすこととしました。

その後、国においては、全国的に消防の広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異がみられることから、平成25年4月に広域化の実現の期限を5年程度延長し平成30年4月1日までとしたことを踏まえ、本県でも平成25年5月に「青森県消防広域化推進計画」を一部変更し、平成30年4月1日までを計画期間としたところです。

この間、関係市町村・消防本部においては、「青森県消防広域化推進計画」に基づき、消防の広域化を推進し、青森地域では平成25年3月31日に、津軽地域では平成25年7月1日に広域化を達成しました。

一方、西北五地域及び上十三地域では、協議が整わず、平成24年度までの消防の広域化は見送ることとされたところです。

この結果、「青森県消防広域化推進計画」に定めた広域化対象市町村の組合せである6圏域については、計画策定時に既に広域化されていた2圏域を含む4圏域で広域化が達成され、現在、11消防本部体制となっています。

6圏域の消防の広域化に係る主な取組状況等は、次のとおりです。

① 青森地域

平成23年	8月	東青地域消防共同研究会設置
平成24年	2月	「東青地域消防将来ビジョン」策定
	3月	青森地域消防広域化協議会設置
	8月	「青森地域広域消防運営計画」策定
平成25年	2月	一部事務組合構成市町村の変更
	3月	消防に関する事務の共同処理を開始

② 津軽地域

平成22年	7月	8市町村長による「円卓会議」開催
	8月	津軽地域消防広域化推進協議会設置
平成23年	8月	「津軽地域広域消防運営計画」策定
平成25年	7月	一部事務組合構成市町村の変更

③ 八戸地域

取組等なし（計画策定時と同一の組合せ）

④ 西北五地域

平成20年	11月	西北五つ地域消防広域化検討会議開催
平成22年	3月	西北五つ地域消防広域化検討会議結果報告書取りまとめ



平成23年 1月 (仮称) つがる西北五地域消防広域化推進協議会設立準備会議開催

平成23年11月 つがる西北五広域連合正副連合長懇談会開催  
(「しかるべき時期がきたら新たに協議を始めることで、一旦広域化に対する検討を終える」と報告があり了承された。)

⑤ 上十三地域

平成20年10月 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議開催

平成22年 5月 上十三地域消防広域再編検討準備会議開催

平成23年10月 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議開催  
(協議の結果、上十三地域4消防本部での広域化は「見送る」こととされた。)

平成24年 2月 上十三地域広域市町村圏協議会市町村長会議開催  
(通信指令業務の共同運用の方針について合意)

7月 上十三地域消防指令業務共同運用推進協議会設置

平成25年 4月 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会(法定協議会)設置

平成28年 4月 上十三消防指令センター運用開始

⑥ 下北地域

取組等なし(計画策定時と同一の組合せ)

## 2 市町村の消防の現況

### (1) 消防体制の概況

本県の消防体制をみると、平成29年4月1日現在、11消防本部、38消防署、51消防分署(出張所、分遣所を含む。)となっています。

また、11消防本部のうち、9消防本部が一部事務組組合により消防事務を共同に処理しており、2消防本部が市単独で消防事務を処理しています。

なお、一部事務組合であっても、一部の消防本部では、市町村単位や消防署単位で人事管理や通信指令業務等が行われています。

### (2) 管轄人口及び管轄面積の現状

本県の消防本部の管轄人口(平成29年1月1日現在)をみると、30万人以上が2消防本部、20万人以上30万人未満が1消防本部となっており、残る8消防本部は10万人未満で、そのうち5消防本部は5万人未満となってい

ます。

また、管轄面積（全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院））をみると、1,000k㎡以上が4消防本部、500k㎡以上1,000k㎡未満が4消防本部、500k㎡未満が3消防本部となっています。

県全体では、消防吏員1人当たりの管轄人口は約497人、管轄面積は約3.6k㎡となっています。

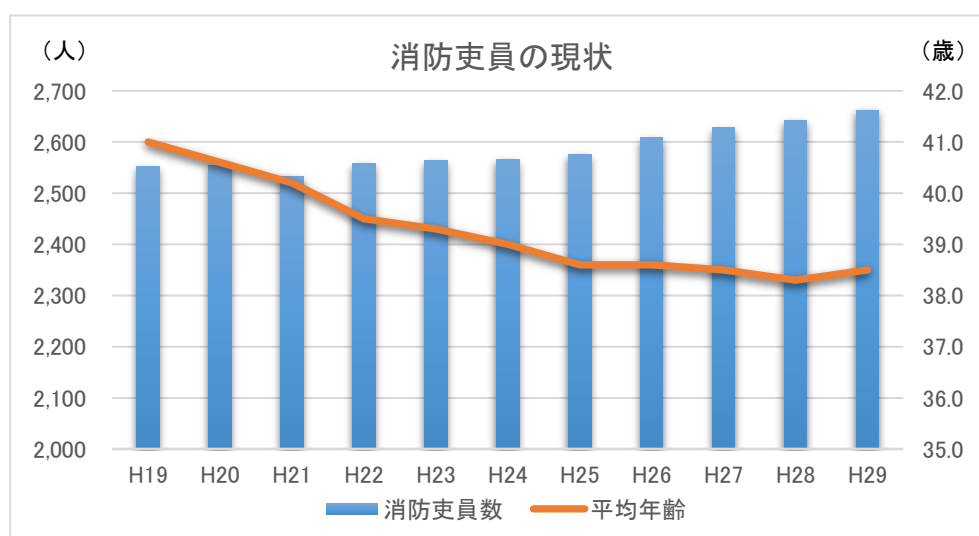
### （3）消防吏員等の現状

本県における消防吏員数は、平成29年4月1日現在、2,662人となっており、平成19年の2,552人に比べ約4.3%増加しています。

県内の消防本部を消防吏員数の規模別にみると、500人以上が1消防本部、400人以上500人未満が2消防本部、200人以上300人未満が2消防本部、100人以上200人未満が5消防本部、100人未満が1消防本部となっています。

また、消防吏員の平均年齢は、本県では近年下降の傾向にあり、平成22年に40歳を下回り、平成29年4月1日現在では38.5歳となっています。

【図表1】



※各年4月1日現在

### （4）消防力の現状

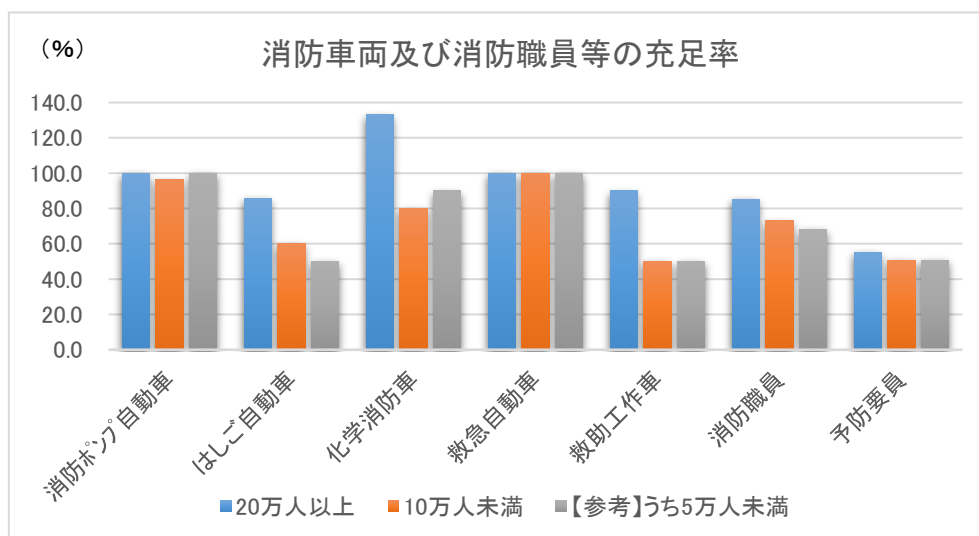
本県における消防力の充足状況を「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づく充足率で見ると、平成27年度消防施設整備計画実態調査によると、消防車両については、消防ポンプ自動車98.3%、はしご自動車75%、化学消防車95.2%、救急自動車100%、救助工作車65.4%となっています。

また、職員については、消防職員が基準人員3,336人に対して現有人員2,633人で、充足率は78.9%、予防要員が基準人員365人に対して現有人員195人で、充足率は53.4%となっています。

これらを消防本部の管轄人口規模別にみると、はしご自動車、化学消防車、救助工作車、消防職員及び予防要員については、管轄人口が大きいほど充足率が高い傾向にあります。

なお、消防職員の充足率は、全国平均値は77.4%となっていますが、県内の7消防本部では全国平均を下回っています。

【図表2】



※平成27年4月1日現在

### 3 消防需要の動向

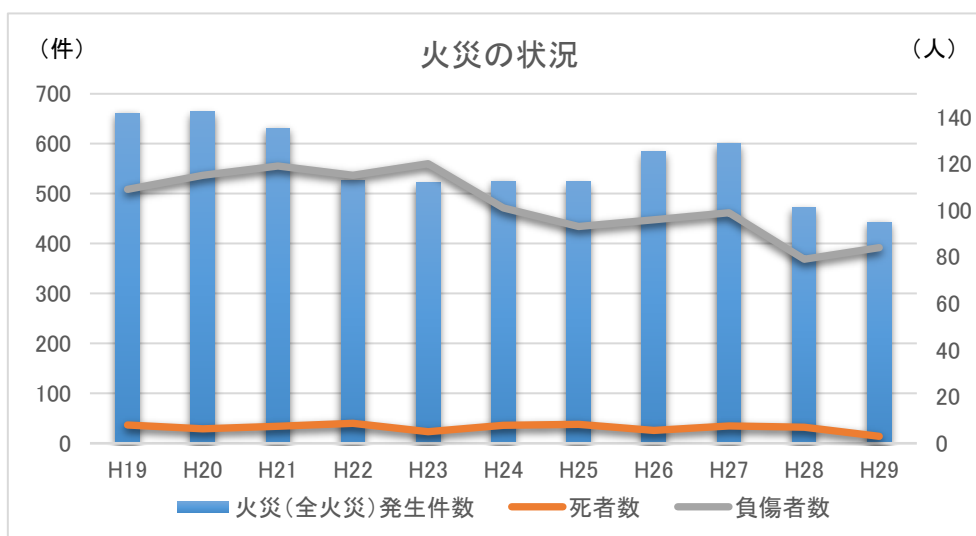
#### (1) 火災発生状況

本県における火災発生状況は、平成29年中は443件となっており、平成19年中の661件に比べ約33%減少しています。

また、火災による負傷者数は、平成29年中は84人となっており、平成19年中の109人に比べ約23%減少していますが、火災による死者数は、平成19年から平成29年では年間30人程度となっており、引き続き火災予防の取組を強化していく必要があります。

なお、本県における出火率（人口1万人当たりの出火件数）及び死者発生率（人口10万人当たりの死者数）は、全国平均に比べて高い状況で推移しています。

【図表 3】



※各年1月1日～12月31日

## (2) 予防業務実施状況及び防火対象物の推移

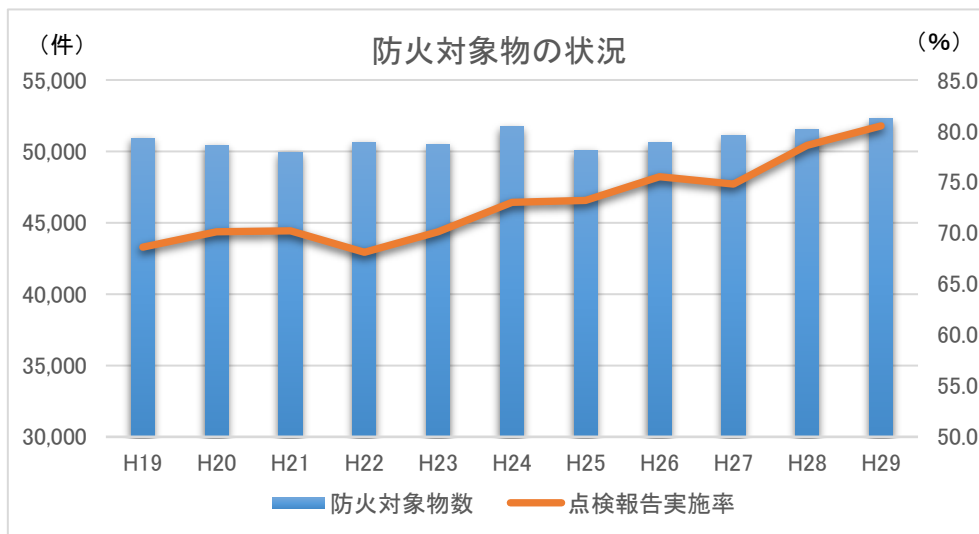
近年、建築物の高層化や大規模・複雑化が進み、加えて石油化学製品の普及等により、消火、避難誘導及び救助等の活動を困難にしています。

特に、不特定多数の者が出入りする建築物で火災が発生した場合は、多くの人命が失われる危険性が高くなっています。

このため、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）では、一定の防火対象物に消防用設備等の設置維持及び防火管理体制等についての規制が行われており、本県におけるこれらの防火対象物は、消防法施行令の改正等による影響等もあり、近年増加傾向にあり、平成30年3月末現在では52,270件となっています。

また、一定の防火対象物については、定期点検報告制度が実施されており、本県における点検報告実施率は、平成30年3月末現在で80.5%となっており、平成20年に比べて11.9ポイント増加しています。

【図表 4】



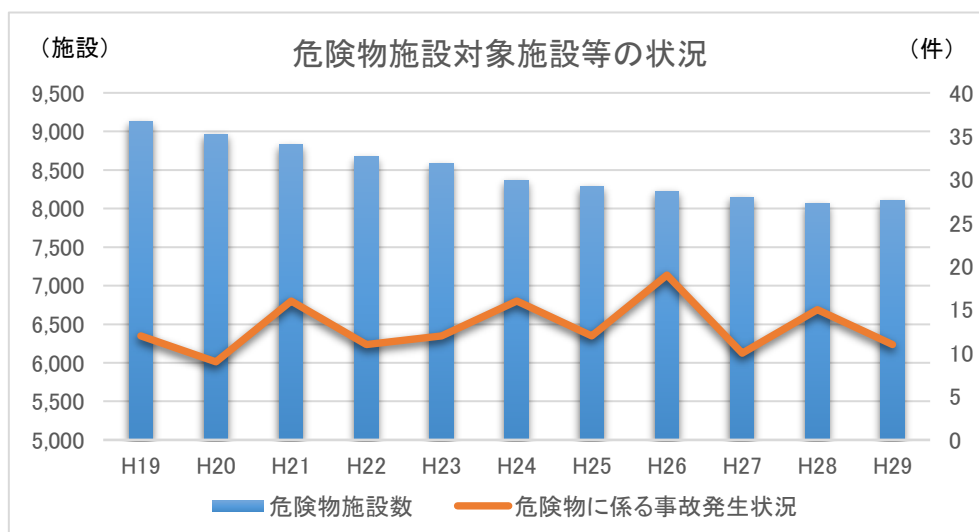
※各年度 3 月 3 1 日現在

### (3) 危険物業務

本県における危険物規制対象施設数（完成検査済証交付施設）は、平成 30 年 3 月末現在で 8,099 施設となっており、平成 20 年の 9,124 施設に比べ 11.2% 減少しています。

また、危険物施設等の事故発生状況は、年ごとに増減があるものの、年間十数件程度発生しており、平成 29 年中の事故発生件数は 11 件となっています。

【図表 5】



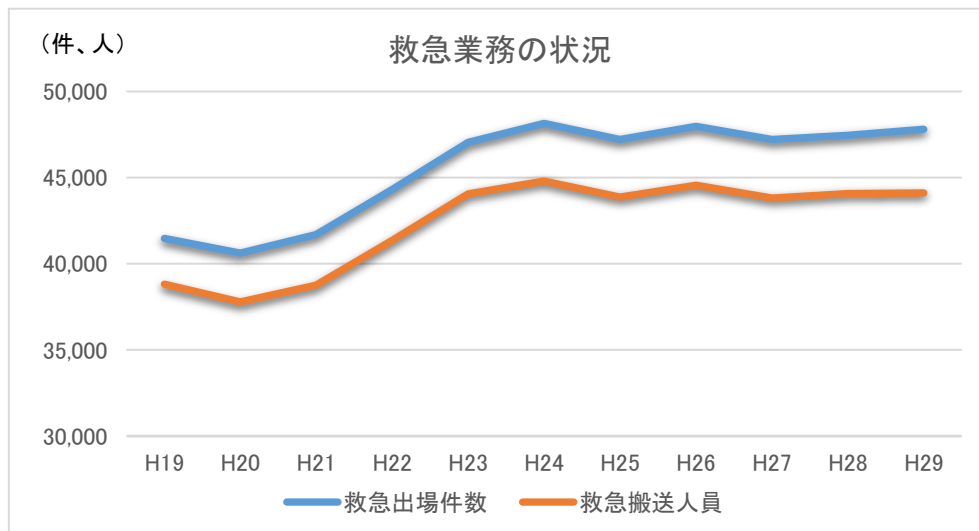
※危険物施設数は各年度 3 月 3 1 日現在、事故発生状況は各年 1 月 1 日～12 月 3 1 日

### (4) 救急業務

本県における救急自動車による救急出場件数及び救急搬送人員は、人口が減

少する中、平成24年をピークに高止まりしており、平成29年中はそれぞれ47,811件、44,117人となっており、平成19年中の41,479件、38,822人に比べ、それぞれ15.3%、13.6%増加しています。

【図表6】

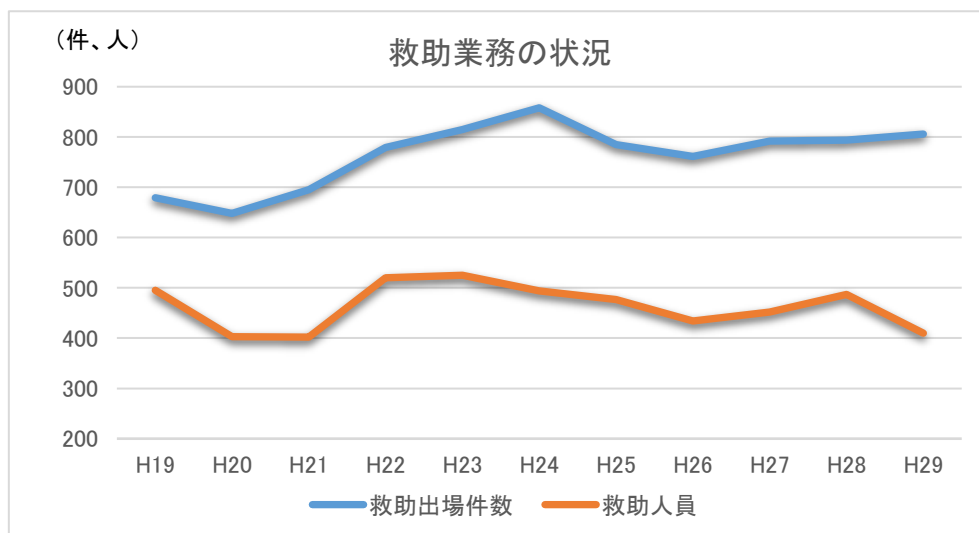


※各年1月1日～12月31日

### (5) 救助業務

本県における救助出場件数及び救助人員は、平成29年中はそれぞれ806件、410人となっており、平成19年中の679件、495人に比べ、救助出場件数は18.7%増加し、救助人員は17.2%減少しています。

【図表7】



※各年1月1日～12月31日

## 4 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

### (1) 災害や事故の多様化及び大規模化

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化及び住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

東日本大震災を始め、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震などの大規模地震が各地で発生し、今後の巨大地震の発生も懸念されているほか、西日本に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨など、従来の想定をはるかに超えるような大規模な災害が発生しています。

「青森県地震・津波被害想定調査」では、太平洋側海溝型・日本海側海溝型・内陸直下型の地震・津波により甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されているところであり、本県においても、地震・津波災害や洪水、土砂災害はもとより、活火山である八甲田山・岩木山・十和田の噴火や石油コンビナート災害等、地域特性を踏まえ、広範囲かつ大規模な災害にも的確に対応していく必要があります。

### (2) 人口減少等による影響

#### ア 県内人口の動向及び推計

本県の人口は、昭和58(1983)年をピークに、以降減少しており、平成27(2015)年国勢調査では約130万人となりました。

この傾向は今後継続すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口」(平成30年3月推計)によると、2030年には約108万人に、2045年には約82万人にまで減少すると見込まれています。

#### イ 県内の高齢化等

「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」(平成27年8月作成)では、高齢化に進行により、本県の老年人口(65歳以上)は当面の間、増加が見込まれるとともに、2045年には構成割合が39.6%に増加すると見込まれています。また、同年には生産年齢人口(15～64歳)の構成割合は46.3%に減少すると見込まれています。

これに伴い、災害時要配慮者の増加により、消防防災活動における対応力の強化が求められることになるほか、救急需要の増加も見込まれるなど、消防需要の拡大への対応や予防・救急業務の高度化等が必要になると考えられます。

### 第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

#### 1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方

##### (1) 広域化基本指針における基準

広域化基本指針においては、推進計画に定める市町村の組合せに関する基準として、市町村の消防の広域化の規模について、

- ・一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましく、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つと言える
- ・管轄人口の観点から言えば概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当
- ・しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮することが必要等とされています。

##### (2) 検討における留意事項

本県では、広域化基本指針における基準等を踏まえ、地域の実情を十分に考慮しつつ、以下の事項に留意して、広域化対象市町村及びその組合せに係る検討を行いました。

- ① 人口減少・超高齢化社会に対応した消防力（住民に対する消防サービスの水準）の維持・充実・強化をめざすこと
- ② 市町村の意向や住民の意見等を考慮の上、県全体としてバランスが取れ、合意が得やすい枠組みとすること
- ③ 広域行政、地域の歴史、日常生活圏、医療圏など、既存の枠組みを考慮しつつ、行財政上のスケールメリットを実現することにより持続可能な消防体制を構築すること
- ④ 消防本部を最小の単位として広域化を行うこと
- ⑤ 単独消防を解消すること

##### (3) 市町村の消防の広域化に向けた道筋

本計画においては、「将来の消防のあるべき姿」を展望した上で、この実現に向けて、全ての市町村を広域化対象市町村として位置付け、その組合せを定めます。

「広域化対象市町村の組合せ」については、参考となる「消防活動に関連す



る既存の枠組み」が複数存在し、それぞれに地域の事情や消防活動のつながりが認められること、また、計画策定過程において様々な立場から意見があり、さらなる検討・比較が必要であることから、県、市町村、消防本部間の共通認識の下に消防の広域化を進めていくために、「概ね10年後までに広域化すべき組合せ」として、実現可能性のある複数の組合せを定めることとします。

なお、推進期間においては、市町村・消防本部と県が連携して各種分析・比較及び課題の整理等を行った上で「広域化対象市町村の組合せ」を絞り込むこととし、概ね10年後までの間においては、その実現に向けて具体的な取組を進めることとします。

## 2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

### (1) 県内の消防のあるべき姿の展望

推進計画に定める「広域化対象市町村の組合せ」は、本県における将来の望ましい消防体制となることを前提とします。

このため、関係市町村の相互理解の下、中長期的な視点から本県の消防のあるべき姿を展望することが重要です。

本格的な人口減少社会に突入した本県では、現在の11消防本部の約7割に当たる8消防本部が管轄人口10万人未満の小規模な消防本部となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年にはこれらの8消防本部の管轄人口は約3割ないし6割程度減少し、約7千人ないし5万人程度の規模となる見通しとなっています。

また、従前の「青森県消防広域化推進計画」に定める広域化対象市町村の組合せである県内6圏域の場合、2017（平成29）年では3地域が概ね30万人程度の管轄人口となっているものの、3地域は管轄人口20万人未満となっています。

これらの6圏域の組合せでは、2045年の管轄人口は、最も少ない圏域で約4万6千人まで減少すると推計されています。

これらの急激な環境変化に対応していくためには、広域化により消防体制のより一層の基盤強化等を図っていくことが求められるところであり、本県においては、スケールメリットの発現に向け、県内6圏域よりも大きな枠組みの消防本部体制とすることが必要と考えられます。

本県においては、消防活動に関連する既存の広域的な枠組みとして、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊受援計画等における地域ブロックと、地域メディアコントロール協議会における担当範囲の2つの枠組みがあります。

これらは一部の地域で組合せが異なるものの、いずれも県内3圏域からなる

枠組みとなっており、この枠組みに基づきそれぞれの業務が行われています。

この3圏域の管轄人口は、2017（平成29）年では3圏域とも概ね40万人以上、2045年においても概ね25万人ないし30万人程度が確保できるものと見込まれています。

このほか、広域化基本指針において理想的な消防本部のあり方の一つとされている全県一区での広域化の場合、本県の管轄人口は、2017（平成29）年では約132万人であり、人口減少が進む2045年でも約82万人となり、スケールメリットを追及した相当程度大規模な消防本部体制となることが見込まれます。

消防は「地域に密着したサービス」であるとされていますが、何よりも一定の住民サービスを提供するための体制・機能を維持することが求められています。

以上を踏まえ、将来にわたり持続可能な消防本部体制とするため、「県内3圏域」又は「全県一区」の消防本部体制を本県の「将来の消防のあるべき姿」とします。

【図表8参照】

## （2）広域化対象市町村の組合せ

本県の「将来の消防のあるべき姿」の実現に向けて、「広域化対象市町村の組合せ」について、「県内3圏域」の組合せ二つと「全県一区」の三つの組合せを定めることとします。

【図表9～11参照】

【図表 8】 将来の消防のあるべき姿の展望

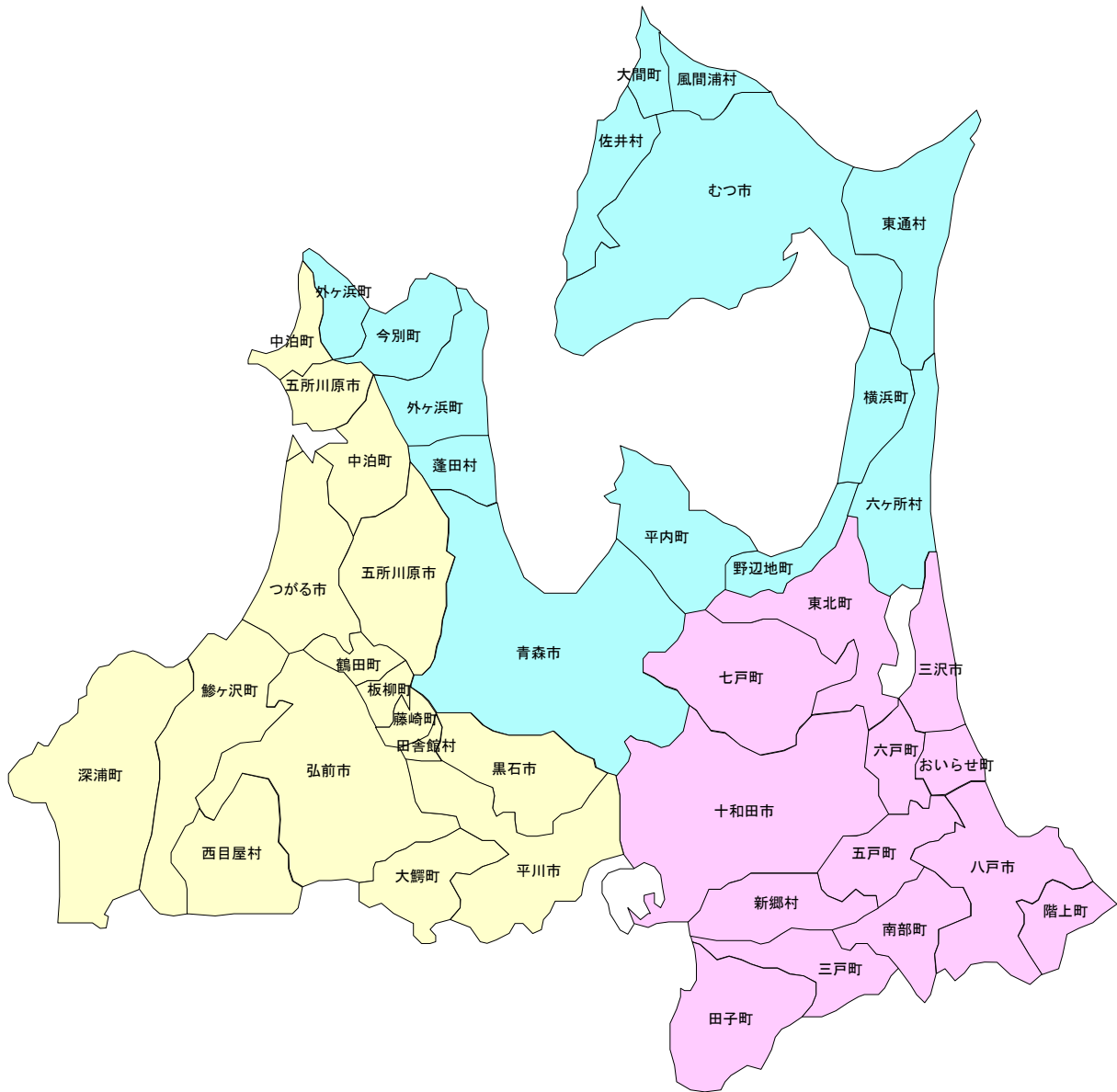
ブロック名等		消防本部名	
3 圏域	(1)	青森地域 ブロック	青森地域広域事務組合消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部及び北部上北広域事務組合消防本部
		弘前地域 ブロック	弘前地区消防事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、つがる市消防本部及び鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部
		八戸地域 ブロック	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、十和田地域広域事務組合消防本部、三沢市消防本部及び中部上北広域事業組合消防本部
	(2)	青森・下北 地域	青森地域広域事務組合消防本部及び下北地域広域行政事務組合消防本部
		津軽・西北五 地域	弘前地区消防事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、つがる市消防本部及び鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部
		八戸・上十三 地域	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、十和田地域広域事務組合消防本部、三沢市消防本部、北部上北広域事務組合消防本部及び中部上北広域事業組合消防本部
全県一区		全消防本部	

注 1) 3 圏域 (1) は、青森県消防相互応援協定及び青森県緊急消防援助隊受援計画等の地域ブロックと同一の圏域

2) 3 圏域 (2) は、地域メディカルコントロール協議会の担当範囲と同一の圏域

【図表9】 県内3圏域の組合せ（1）

（青森県消防相互応援協定及び青森県緊急消防援助隊受援計画等の地域ブロック）



消防力等の状況

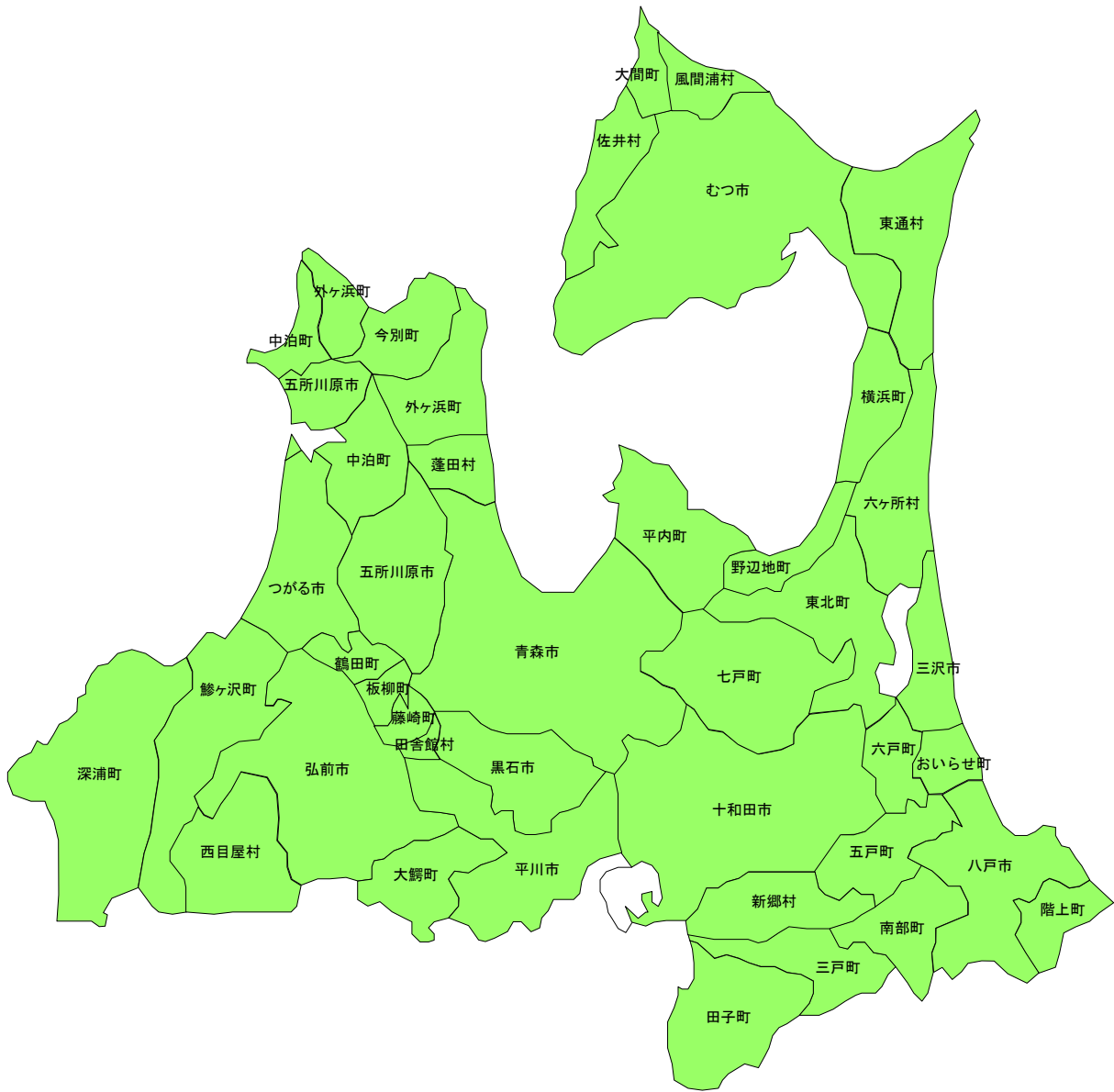
ブロック等	管轄人口 (2017)	推計人口 (2030)	推計人口 (2045)	管轄 面積 (km <sup>2</sup> )	消防 吏員数 (人)	消防 ポンプ 自動車 (台)	はしご 自動車 (台)	化学 消防車 (台)	救急 自動車 (台)	救助 工作車 (台)	火災 出動件数	救急 出動件数	救急 搬送 人員
青森地域 ブロック	419,342	338,590	255,740	3,354.9	964	33	2	9	28	5	149	15,254	14,016
弘前地域 ブロック	426,012	336,921	251,476	3,350.7	901	41	3	6	37	7	140	14,907	13,805
八戸地域 ブロック	478,510	400,882	316,394	2,940.0	797	40	4	5	29	5	195	17,291	16,259

【出典】

管轄人口: H29年度消防防災・震災対策現況調査(H29.1.1現在)  
 推計人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018)年推計)」により県危機管理局作成  
 消防吏員: H29年度消防防災・震災対策現況調査(H29.4.1現在)  
 消防施設: H27年度消防施設整備計画実態調査(H27.4.1現在)



【図表 1 1】 全県一区



消防力等の状況

ブロック等	管轄人口 (2017)	推計人口 (2030)	推計人口 (2045)	管轄 面積 (km <sup>2</sup> )	消防 吏員数 (人)	消防 ポンプ 自動車 (台)	はしご 自動車 (台)	化学 消防車 (台)	救急 自動車 (台)	救助 工作車 (台)	火災 出動件数	救急 出動件数	救急 搬送人員
全県一区	1,323,864	1,076,393	823,610	9,645.6	2,662	114	9	20	94	17	484	47,452	44,080

### (3) 推進期間内の消防の広域化の取組

本県の「将来の消防のあるべき姿」については、「県内3圏域」又は「全県一区」の消防本部体制を展望しており、推進期間内においては、県内の全ての市町村を広域化対象市町村として、消防の広域化に取り組んでいくこととし、これらの複数の組合せから「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。

この絞り込みに当たっては、具体的な条件設定の下に、各種分析・比較を行うとともに、消防の広域化に向けて調整が必要な課題を整理する必要があることから、市町村・消防本部と県が連携して検討を進めます。

また、推進期間内のできるだけ早い時期に絞り込みを行うよう努めるものとします。

### (4) 概ね10年後までの消防の広域化の取組

概ね10年後までの間においては、推進期間内に絞り込むこととしている「広域化対象市町村の組合せ」による消防の広域化の実現に向け、市町村・消防本部において具体的な取組を進めます。

## 3 消防の連携・協力の対象となる市町村の組合せ

### (1) 高機能消防指令センターの共同運用

県内消防本部の通信指令システムの多くは、デジタル化に伴い改修が行われ、今後概ね10年程度で更新時期を迎えることとなりますが、これに当たり、高機能消防指令センターの共同運用は、整備費の削減等の財政メリットが期待されるどころであり、また、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されるなどの効果も見込まれ、将来の消防の広域化につながる効果が大きいと考えられます。

したがって、通信指令システムの更新時期を見据え、高機能消防指令センターの共同運用に係る連携・協力対象市町村を全市町村とし、概ね10年後の実現に向け、推進期間中においては、県と市町村・消防本部が緊密に連携して調査・検討を行い、具体的な準備を進めます。

### (2) 市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力

消防力の確保・充実を図っていくためには、高機能消防指令センターの共同運用以外の消防の連携・協力を行うことも効果的と考えられますが、これらの連携・協力対象市町村の組合せについては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があります。

また、消防の連携・協力は、消防の広域化にも寄与すると考えられるところ

であり、次に掲げる具体例を参考に、関係市町村・消防本部の協議により、実施することが可能な取組から順次取り組むこととします。

① 消防本部間の人事交流・派遣研修の実施

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務について、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることなどにより、専門的な人材を育成し、消防職員の資質向上や消防サービスの平準化等を図るとともに、圏域内の消防力の向上を図ることが可能になります。

② 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られます。

③ 119番多言語対応等の共同導入

訪日外国人を含む外国人が言語の支障なく消防・救急のサービスを受けられることができる「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応」や、聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等による音声によらない119番緊急通報をするシステム（Net119緊急通報システム）については、複数の消防本部による共同契約等が推奨されており、一定の圏域で連携・協力を実施することにより、全県的な導入が推進され、県民が格差なく質の高い消防サービスを受けることが可能になると考えられます。

#### 4 推進計画の変更

平成31年度以降において、可能な限り早期に自主的な市町村の消防の広域化の取組を実践するため、具体的な条件設定の下に各種分析・比較検討を行うとともに、広域化を進めるために調整が必要な課題を整理し、「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。

これらの検討の結果、「広域化対象市町村の組合せ」について、「県内3圏域」又は「全県一区」のいずれか一つの組合せで合意形成が図られた場合や、関係市町村間の協議の進展等により本計画に定める組合せ以外の組合せによる消防の広域化が見込まれる場合等においては、関係市町村の意見を聴きながら本計画に定める組合せを変更するなど、情勢の変化に柔軟に対応し、消防の広域化を推進していきます。



## 第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策

### 1 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

#### (1) 広域化を推進するための体制

県では、消防組織法において、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等を行うものとされていることを踏まえ、本計画に基づき、本県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要となる支援、県民及び関係者等への情報提供、普及啓発等を積極的に行い、消防の広域化の実現に向けた地域の取組を積極的に支援していきます。

また、「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みに向けては、具体的な条件設定の下に各種分析・比較検討や課題の整理を行うこととしており、市町村・消防本部と県の連携による検討・協議の機会を設定するなど、その着実な推進を図っていきます。

#### (2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県庁ホームページに市町村の消防の広域化に関する内容を掲載するほか、県の広報媒体等の活用により、広く県民等への情報提供、普及啓発活動を行います。

また、必要に応じて市町村が開催する会議等へ職員を派遣するなど、市町村の消防の広域化に関する理解の促進に取り組みます。

#### (3) 各市町村に対する情報提供、相談対応及び協議への参画等

本計画に基づく自主的な市町村の消防の広域化の実現のためには、県と市町村が緊密に連携する必要があります。

県は、計画策定後においても市町村相互間の調整等に幅広く関わり、広域化対象市町村による協議等に職員を派遣するとともに、広域化に伴う消防の行財政事務に関する市町村からの相談への対応等、必要な支援を行います。

また、国の財政支援の充実や具体的に支障が生じた場合の制度上の課題等について、他の都道府県とも連携して国に要請していきます。

#### (4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

県は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項の規定に基づき、市町村相互間における必要な調整を行います。

具体的には、関係市町村間の広域化に関する事項について、幅広く仲介、連

絡調整を行い、関係市町村の合意形成に向け積極的に調整を行うものとします。

#### (5) 消防の広域化及び連携・協力に関する調査研究

県は、本計画に基づく市町村の消防の広域化及び連携・協力に関し、必要に応じて、先進事例の効果の検証や国の事業を活用した調査研究を実施するなど、市町村において調整が必要となる課題の整理等について支援していきます。

## 2 広域化後の消防の円滑な運営の確保

### (1) 広域化後の消防の体制の整備

本計画における広域化対象市町村では、消防組織法に基づき、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、概ね次に掲げる項目について、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成する必要があります。

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

市町村の消防の広域化が行われた後の体制としては、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

### (2) 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合又は事務委託により行われることとなりますが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要があります、構成市町村等の協議によりその方式を決定します。

### (3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制を適切に整備することが重要となります。

そのための方策としては、次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効です。

#### <組合の方式による場合>

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

#### <事務委託の方式による場合>

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

### 3 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

#### (1) 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「消防力の整備指針」第37条の規定に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとされています。

このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同または常備消防を含めた訓練等を実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段を確保

## (2) 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが重要です。

このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

## 參考資料

消防本部及び消防署等の設置状況

(平成29年4月1日現在)

消防本部名	組合管理者	構成市町村名	所在地	消防署(※)	分署等
青森地域広域事務組合消防本部	青森市長	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	〒030-0861 青森市長島二丁目1-1 017-775-0852	(併)中央消防署、東消防署、浪岡消防署、平内消防署	沖館分署、油川分署、新城分署、浪館分署、外ヶ浜分署、今別分署、浅虫分署、筒井分署、原別分署、横内分署
弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市長	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	〒036-8203 弘前市大字本町2-1 0172-32-5101	(併)弘前消防署、東消防署、黒石消防署、平川消防署、板柳消防署	藤代分署、西北分署、西分署、目屋分署、楢形分署、南分署、碓ヶ関分署、北分署、山形分署、田舎館分署
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	八戸市長	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	〒031-0011 八戸市田向五丁目1-1 0178-44-2131	(併)八戸消防署、おいらせ消防署、八戸東消防署、三戸消防署、五戸消防署	南郷分遣所、桔梗野分遣所、尻内分遣所、根城分遣所、河原木分署、鮫分署、階上分署、小中野分遣所、北分遣署、田子分署、名川分署、福地分遣所、西分遣所
五所川原地区消防事務組合消防本部	五所川原市長	五所川原市、中泊町、鶴田町	〒037-0036 五所川原市中央四丁目130 0173-35-4382	(併)五所川原消防署、金木消防署、市浦消防署、鶴田消防署、中里消防署、小泊消防署	東分署
十和田地域広域事務組合消防本部	十和田市長	十和田市、六戸町	〒034-0082 十和田市西二番町7-10 0176-25-4111	(併)十和田消防署、十和田湖消防署、六戸消防署	湖畔出張所
三沢市消防本部	—	—	〒033-0022 三沢市大字三沢字堀口17-36 0176-54-4111	(併)三沢市消防署	中央分署、北出張所、古間木出張所
下北地域広域行政事務組合消防本部	むつ市長	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	〒035-0071 むつ市小川町二丁目14-1 0175-22-3819	(併)むつ消防署、大畑消防署、大間消防署、大湊消防署、東通消防署	川内消防分署、脇野沢消防分署、風間浦消防分署、佐井消防分署、北分遣所、南分遣所
つがる市消防本部	—	—	〒038-3142 つがる市木造赤根1-1 0173-42-2105	(併)つがる市消防署	柏分遣所、森田分署、稲垣分署、車力分署
北部上北広域事務組合消防本部	野辺地町長	野辺地町、横浜町、六ヶ所村	〒039-3113 野辺地町字田狭沢40-9 0175-64-0650	(併)野辺地消防署、六ヶ所消防署、横浜消防署	北分署、南分署
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	鱒ヶ沢町長	鱒ヶ沢町、深浦町	〒038-2753 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2 0173-72-4527	(併)鱒ヶ沢消防署、深浦消防署	岩崎分署
中部上北広域事業組合消防本部	七戸町長	七戸町、東北町	〒039-2501 七戸町字荒熊内159-4 0176-62-3142	(併)中央消防署、上北消防署、東北消防署	—

※(併)は消防本部と併設

## 県内の消防体制の概況

(平成29年4月1日現在)

消防本部名	消防署数	分署・出張所等	
			うち分遣所数
青森地域広域事務組合消防本部	4	10	0
弘前地区消防事務組合消防本部	5	10	0
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	5	13	7
五所川原地区消防事務組合消防本部	6	1	0
十和田地域広域事務組合消防本部	3	1	0
三沢市消防本部	1	3	0
下北地域広域行政事務組合消防本部	5	6	2
つがる市消防本部	1	4	1
北部上北広域事務組合消防本部	3	2	0
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	2	1	0
中部上北広域事業組合消防本部	3	0	0
県 計	38	51	10

## 消防吏員の平均年齢等の状況

(平成29年4月1日現在)

消防本部名	平均年齢 (歳)	女性消防 吏員数 (人)	女性消防 吏員割合 (%)
青森地域広域事務組合消防本部	39.7	3	0.6
弘前地区消防事務組合消防本部	38.8	17	3.7
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	36.8	5	1.2
五所川原地区消防事務組合消防本部	38.8	4	1.6
十和田地域広域事務組合消防本部	40.1	1	0.6
三沢市消防本部	43.1	2	1.8
下北地域広域行政事務組合消防本部	37.7	4	1.4
つがる市消防本部	38.7	0	0.0
北部上北広域事務組合消防本部	37.7	0	0.0
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	36.7	0	0.0
中部上北広域事業組合消防本部	36.2	0	0.0
県 計	38.5	36	1.4
全 国	38.1	4,240	2.6

### 【出典】

H29年度消防防災・震災対策現況調査(H29.4.1現在)

## 県内の消防本部の現状

### (1) 組織、職員等に係る事項

消防本部名	管轄人口 (2017)	推計人口 (2030)	推計人口 (2045)	管轄面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	消防 吏員数 (人)	消防吏員 1人当たり 人口 (人)	消防吏員 1人当たり 面積 (km <sup>2</sup> )	人口10万 人当たり消 防吏員数 (人)
青森地域広域事務組合 消防本部	313,819	254,871	192,673	1,478.1	212.3	512	612.9	2.9	163.2
弘前地区消防事務組合 消防本部	291,261	240,814	186,242	1,598.2	182.2	462	630.4	3.5	158.6
八戸地域広域市町村圏事務組合消 防本部	329,544	276,471	218,568	1,346.8	244.7	426	773.6	3.2	129.3
五所川原地区消防事務組合 消防本部	81,674	61,282	43,828	666.9	122.5	246	332.0	2.7	301.2
十和田地域広域事務組合 消防本部	73,946	63,283	50,185	809.6	91.3	161	459.3	5.0	217.7
三沢市消防本部	40,480	34,956	28,757	119.9	337.7	110	368.0	1.1	271.7
下北地域広域行政事務組合 消防本部	76,499	60,714	45,766	1,416.1	54.0	283	270.3	5.0	369.9
つがる市消防本部	33,833	22,900	14,491	253.6	133.4	106	319.2	2.4	313.3
北部上北広域事務組合 消防本部	29,024	23,005	17,301	460.7	63.0	169	171.7	2.7	582.3
鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	19,244	11,925	6,915	832.0	23.1	87	221.2	9.6	452.1
中部上北広域事業組合 消防本部	34,540	26,172	18,884	663.7	52.0	100	345.4	6.6	289.5
県 計	1,323,864	1,076,393	823,610	9,645.6	137.3	2,662	497.3	3.6	201.1

### (2) 消防車両、消防活動に係る事項

消防本部名	消防車両					出動状況			
	消防ポンプ 自動車 (署所管理分)	はしご 自動車	化学 消防車	救急 自動車	救助 工作車	火災出動 件数	救急出動 件数	救急搬送 人員	救助出動 件数
青森地域広域事務組合 消防本部	18	2	3	13	2	99	11,125	10,110	189
弘前地区消防事務組合 消防本部	18	2	3	15	4	83	10,076	9,314	143
八戸地域広域市町村圏事務組合消 防本部	26	2	2	16	3	135	12,229	11,606	90
五所川原地区消防事務組合 消防本部	13	1	1	10	2	30	2,947	2,709	27
十和田地域広域事務組合 消防本部	4	1	1	5	1	33	2,558	2,305	61
三沢市消防本部	3	1	1	3	1	11	1,490	1,404	29
下北地域広域行政事務組合 消防本部	11	0	1	10	2	35	2,927	2,796	101
つがる市消防本部	6	0	1	6	1	17	1,163	1,103	73
北部上北広域事務組合 消防本部	4	0	5	5	1	15	1,202	1,110	48
鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	4	0	1	6	0	10	721	679	10
中部上北広域事業組合 消防本部	7	0	1	5	0	16	1,014	944	23
県 計	114	9	20	94	17	484	47,452	44,080	794

#### 【出典】

管轄人口：H29年度消防防災・震災対策現況調査〔住民基本台帳に基づく人口〕(H29.1.1現在)  
 推計人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018)年推計)」  
 管轄人口：H29年度消防防災・震災対策現況調査〔全国都道府県市区町村別面積調〕(H28.10.1現在)  
 消防吏員：H29年度消防防災・震災対策現況調査(H29.4.1現在)  
 消防車両：H27年度消防施設整備計画実態調査(H27.4.1現在)  
 火災出動件数：平成29年青森県火災年報(H29.1.1～12.31)  
 救急出場件数・搬送人員：防災消防の現況(H28.1.1～12.31)  
 救助出場件数：救助年報報告により県危機管理局作成(H28.1.1～12.31)



消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況

区分	消防ポンプ自動車 (署所管理分)			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			消防職員			予防要員		
	算定数 (台) A	整備数 (台) B	充足率 (%) B/A	算定数 (台) A	整備数 (台) B	充足率 (%) B/A	算定数 (台) A	整備数 (台) B	充足率 (%) B/A	算定数 (台) A	整備数 (台) B	充足率 (%) B/A	算定数 (台) A	整備数 (台) B	充足率 (%) B/A	算定数 (人) A	現員数 (人) B	充足率 (%) B/A	算定数 (人) A	現員数 (人) B	充足率 (%) B/A
青森地域広域事務組合 消防本部	18	18	100.0	2	2	100.0	3	3	100.0	13	13	100.0	3	2	66.7	567	502	88.5	84	40	47.6
弘前地区消防事務組合 消防本部	18	18	100.0	2	2	100.0	1	3	300.0	15	15	100.0	4	4	100.0	464	461	99.4	55	46	83.6
八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部	26	26	100.0	3	2	66.7	2	2	100.0	16	16	100.0	3	3	100.0	593	421	71.0	84	37	44.0
五所川原地区消防事務組合 消防本部	13	13	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	10	10	100.0	3	2	66.7	330	241	73.0	28	12	42.9
十和田地域広域事務組合 消防本部	6	4	66.7	1	1	100.0	1	1	100.0	5	5	100.0	3	1	33.3	215	163	75.8	33	16	48.5
三沢市消防本部	3	3	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	3	3	100.0	1	1	100.0	136	110	80.9	18	9	50.0
下北地域広域行政事務組合 消防本部	11	11	100.0	1	0	0.0	3	1	33.3	10	10	100.0	4	2	50.0	340	282	82.9	22	14	63.6
つがる市消防本部	6	6	100.0	0	0	—	1	1	100.0	6	6	100.0	1	1	100.0	170	114	67.1	10	3	30.0
北部上北広域事務組合 消防本部	4	4	100.0	1	0	0.0	6	5	83.3	5	5	100.0	1	1	100.0	258	154	59.7	12	6	50.0
謫ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	4	4	100.0	0	0	—	1	1	100.0	6	6	100.0	2	0	0.0	123	85	69.1	7	6	85.7
中部上北広域事業組合 消防本部	7	7	100.0	0	0	—	1	1	100.0	5	5	100.0	1	0	0.0	140	100	71.4	12	6	50.0
20万人以上	62	62	100.0	7	6	85.7	6	8	133.3	44	44	100.0	10	9	90.0	1,624	1,384	85.2	223	123	55.2
10万人未満	54	52	96.3	5	3	60.0	15	12	80.0	50	50	100.0	16	8	50.0	1,712	1,249	73.0	142	72	50.7
うち5万人未満	24	24	100.0	2	1	50.0	10	9	90.0	25	25	100.0	6	3	50.0	827	563	68.1	59	30	50.8
県 計	116	114	98.3	12	9	75.0	21	20	95.2	94	94	100.0	26	17	65.4	3,336	2,633	78.9	365	195	53.4
全 国			93.3			86.4			85.7			94.3			91.2			77.4			59.0

【出典】 H27年度消防施設整備計画実態調査(H27.4.1現在)  
 ※算定数は、各消防本部が「消防力の整備指針」に基づいて算定した必要数としており、整備数及び現員数は実際の保有数(非常用を除く。)及び人員数としている。  
 消防職員の数については、再任用職員を含んだ数とし、再任用職員についても、1人として計上している。

## 消防力・消防活動等の推移

(1) 消防吏員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人、歳)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
消防吏員数	2,552	2,555	2,532	2,558	2,563	2,565	2,575	2,608	2,628	2,642	2,662
平均年齢	41.0	40.6	40.2	39.5	39.3	39.0	38.6	38.6	38.5	38.3	38.8

(2) 消防施設の整備状況(各年4月1日現在)

(単位:台)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
消防ポンプ自動車 (水槽付を含む)	144	142	139	139	139	136	135	132	129	129	129
はしご自動車	11	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9
化学消防車	21	21	22	21	22	22	22	21	21	21	21
救助工作車	15	16	16	16	16	16	16	17	17	16	17
救急自動車	108	109	109	110	110	110	111	110	111	113	113

(3) 火災の状況(各年1月1日～12月31日)

(単位:件、人、%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
火災(全火災)発生件数	661	664	631	527	522	525	524	584	600	472	443
死者数	37	29	34	40	23	36	38	26	35	32	14
負傷者数	109	115	119	115	120	101	93	96	99	79	84
出火率	4.6	4.6	4.5	3.7	3.7	3.8	3.8	4.3	4.5	3.6	3.4
死者発生率	2.6	2.0	2.4	2.8	1.6	2.6	2.8	1.9	2.6	2.4	1.1

※出火率は人口1万人当たりの出火件数、死者発生率は人口10万人当たりの死者数(人口:各年3月31日現在)

(4) 防火対象物の状況(各年度3月31日現在)

(単位:件、%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
防火対象物数	50,910	50,431	49,937	50,627	50,488	51,718	50,093	50,604	51,141	51,538	52,270
点検報告実施率	68.6	70.1	70.2	68.1	70.1	73.0	73.2	75.5	74.8	78.6	80.5

(5) 危険物規制対象施設

(単位:施設、件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
危険物施設数	9,124	8,961	8,829	8,669	8,582	8,366	8,282	8,225	8,143	8,066	8,099
危険物に係る事故 発生状況	12	9	16	11	12	16	12	19	10	15	11

※施設数は各年度3月31日現在、事故発生状況は各年1月1日～12月31日

(6) 救急業務の状況(各年1月1日～12月31日)

(単位:件、人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
救急出場件数	41,479	40,621	41,693	44,311	47,053	48,149	47,223	47,986	47,223	47,452	47,811
救急搬送人員	38,822	37,786	38,767	41,365	44,058	44,800	43,870	44,565	43,811	44,080	44,117

(7) 救助業務の状況(各年1月1日～12月31日)

(単位:件、人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
救助出場件数	679	648	695	779	815	858	785	761	792	794	806
救助人員	495	403	402	520	525	494	477	434	452	487	410

※H29の一部は、現時点では速報値

## ○消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

### 第4章 市町村の消防の広域化

#### （市町村の消防の広域化）

第31条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

#### （基本指針）

第32条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

#### （推進計画及び都道府県知事の関与等）

第33条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

#### (広域消防運営計画)

第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第2項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

- 2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
  - 二 消防本部の位置及び名称
  - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

#### (国の援助等)

第35条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第33条第2項第3号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。